

2007年（平成19年）10月10日

介護予防支援事業者 様

藤沢市長 山 本 捷 雄
(公 印 省 略)

遠隔地の方に対する指定介護予防支援業務の委託について（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業につきましてご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成18年3月27日付け介護保険制度改革インフォメーションVOL80の問53において、遠隔地の方に対する指定介護予防支援業務の委託についての考え方が示されておりますが、本市の委託についての考え方を別紙のと通りの運用としますので、よろしくお願いいたします。

以 上

事務担当 介護保険課 総務・給付担当（新館2階）
電 話 0466-25-1111（内線）3141
F A X 0466-23-5174

遠隔地の方に対する指定介護予防支援業務の委託について

遠隔地の方に対する指定介護予防支援の業務の委託については、「住所地が藤沢市で、居住地が他市にある場合」、「住所地が他市にあり、居住地も他市の場合（住所地特例対象施設に入所等をしている場合“保険給付は藤沢市”）」を含めて、次のとおり、段階的な判断をすることとします。

なお、3 のケースについては、事前に介護保険課まで連絡してください。

- 1 貴介護予防支援事業者が、自ら遠隔地の方の介護予防支援業務を行う。
- 2 貴介護予防支援事業者が、遠隔地の方の住所地又は居住地に存する居宅介護支援事業者に委託をする。この場合、居宅介護支援事業者が委託を受けることができる事業者か否かの確認が必要になる。
- 3 1 及び 2 が不可能の場合、本市が当該者の住所地又は居住地に存する介護予防支援事業者を基準該当介護予防支援事業者として登録する。

(参考) 介護保険制度改革インフォメーション VOL80 の問 53

(問) 実際の居住地が住所地から遠隔にある要支援の介護予防支援は居住地と住所地のどちらの市町村の介護予防支援事業者が行うのか？ また、その場合の費用負担はどのような取扱いとすればよいのか？

(答) 介護予防支援については、住所地の市町村において指定された介護予防支援事業者において行うことが原則となるが、御指摘のケースのように、実際の居住地が遠隔にある要支援者の介護予防支援については、

- ① 当該住所地の市町村が、当該居住地の市町村の指定した介護予防支援事業者との契約により、当該介護予防支援事業者において当該要支援者の介護予防支援を行う方法
- ② 当該住所地の介護予防支援事業者が、居宅介護支援事業所への委託を活用し、要支援者の居住地の居宅介護支援事業所に介護予防支援を委託する方法などが考えられる。なお、①の方法による場合の費用負担については、両者の契約により行われるものであるが、住所地の市町村により当該介護予防支援に要した費用を負担することが考えられる。